

「すごモノ」大都市圏展示会出展及びオンライン商談会開催業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「すごモノ」大都市圏展示会出展及びオンライン商談会開催業務の公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 事業の目的

「実需」の創出による県内経済の活性化を図ることを目的として、大都市圏で開催される大型展示会への県集合ブースの出展及び展示会出展と連動したオンライン商談会を開催し、「すごモノ」データベース掲載事業者等の大都市圏における販路開拓・販路拡大を支援する。

2 業務の概要

- (1) 内容：別添「すごモノ」大都市圏展示会出展及びオンライン商談会開催業務仕様書のとおり
- (2) 期間：契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで
- (3) 予算：4,510千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
（当該予算は、愛媛県からの委託料の額であり、受託者が、当該展示会へ出展する事業者から徴する負担金の額は含まない。）

3 企画提案の参加資格

- (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団または暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）の規定に該当しないこと
- (4) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと
- (5) 「すごモノ」データベース掲載事業者等の販路開拓・販路拡大につながる事業の支援実績を有すること
- (6) 愛媛県の産業構造を熟知し、伝統工芸品や特産品を取り扱う県内事業者との関係を有すること

4 プロポーザルへの参加表明等

プロポーザルへの参加については、令和5年8月4日（金）17時（必着）までに、別添「すごモノ」大都市圏展示会出展及びオンライン商談会開催業務公募型プロポーザル参加意向表明書（様式1）をファックス又は電子メールにて提出する。

また、質問がある場合については、別添「すごモノ」大都市圏展示会出展及びオンライン商談会開催業務公募型プロポーザル質問書（様式2）により令和5年7月24日（月）17時（必着）までに、ファックス又は電子メールにて提出する。

なお、質問及び回答内容は、参加表明のあった全者に電子メールで回答することとする。

※提出先：「8 問い合わせ先・提出先」を参照

5 企画提案書の提出

(1) 作成方法等

①内容：「すごモノ」大都市圏展示会出展及びオンライン商談会開催業務仕様書及び同業務公募型プロポーザル提案依頼項目により提案すること

②形式：原則としてA4判、縦、横書き、左綴じとする（着色可）

③表紙：提案書の表紙には、

・宛名：「愛媛県知事」

・タイトル：「すごモノ」大都市圏展示会出展及びオンライン商談会開催業務企画提案書

・提出年月日

・会社名（正本のみ押印）

を記載すること

(2) 提出物及び提出部数

企画提案書、見積書 各5部（うち正本1部）

(3) 提出日及び提出先

①提出日：令和5年8月14日（月）17時（必着）

②提出先：「8 問い合わせ先・提出先」まで持参するか、郵送とする。

(4) その他

参加意向表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、「すごモノ」大都市圏展示会出展及びオンライン商談会開催業務公募型プロポーザル参加辞退届（様式3）を提出すること。

6 企画提案書の採否

(1) 企画提案書の採否については、公募型プロポーザル選考委員会における書面審査を経て、文書で提案者に通知する。

(2) 審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

(3) 提案者が1者のみの場合においても、総合的に評価して事業実施者（予定）としての適否を判断する。

7 その他

(1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業等一切の経費は提案者の負担とする

- (2) 企画提案書の提出は1者1提案とする
- (3) 提出された提案書は返却しない

8 問い合わせ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県 愛のくに えひめ営業本部
すごモノグループ 担当：佐々木
TEL：089-912-2563 FAX：089-912-2561
E-mail：ehime-sales@pref.ehime.lg.jp